

No	22-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	県単医療システム（子ども医療費助成）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成に関する事務を行うため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、保護者氏名、電話番号、家族構成、加入健康保険情報、受診状況
記録される個人の範囲	助成対象者
記録される個人情報の収集方法	交付申請書、資格内容変更届、審査機関からのレセプト提供データ
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市こども課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て応援カードシステム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	子育て応援カードを発行するため
記録される項目	氏名、住所、電話番号、世帯番号
記録される個人の範囲	15歳以下の児童とその世帯員
記録される個人情報の収集方法	子育て応援カード交付・再発行・変更申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市こども課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	子どものための教育・保育給付を支給するため
記録される項目	氏名、個人番号、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、所得情報、世帯情報、特別認定情報、保育利用必要理由
記録される個人の範囲	支給認定児童
記録される個人情報の収集方法	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定等申請書、住民基本台帳、課税台帳、納付台帳、徴収簿
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（ 各保育施設等 ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市こども課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-04
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当受給者台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当支給業務のため
記録される項目	(受給者)宛名番号、個人番号、世帯番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、1月1日時点住所、電話番号、職業区分、加入年金種別、口座情報 (配偶者)宛名番号、個人番号、氏名、職業区分、住所、1月1日時点住所 (児童)宛名番号、氏名、生年月日、性別、世帯番号、個人番号、住所
記録される個人の範囲	児童手当認定請求者、その配偶者及び児童
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、課税台帳、他の官公庁、各種申請書等から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市こども課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域子育て支援拠点事業利用者名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	センター利用者からの相談受付やセンター利用者への情報提供のため
記録される項目	氏名、年齢、保護者名、住所、電話番号
記録される個人の範囲	支援センター利用者
記録される個人情報の収集方法	参加者名簿
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市こども課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-10
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ファミリー・サポート・センター会員名簿
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務を行うため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、識別符号、連絡先、学校名、会社名、健康状態、体力・体格、血液型、性格、家族構成、扶養関係、趣味
記録される個人の範囲	会員登録者
記録される個人情報の収集方法	本人及び会員登録を希望する保護者からの収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市こども課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☐ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☒ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	22-11
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高対応子育て応援手当受給者台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市こども課
個人情報ファイルの利用目的	物価高対応子育て応援手当支給業務のため
記録される項目	(受給者)宛名番号、個人番号、世帯番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住所、令和7年9月30日時点住所、電話番号、口座情報 (児童)宛名番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、世帯番号、住所、続柄
記録される個人の範囲	認定請求者及び児童
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、他の官公庁、各種関係書類等から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市こども課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）